

## 平塚市広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、平塚市広告掲載要綱第2条の規定に該当するものとして、広告媒体に掲載できない広告の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(業種又は事業者の基準)

第2条 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者の広告は、掲載しない。

- (1) 法律の定めのない医療類似行為を行うもの
- (2) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中のもの
- (3) 各種法令に違反しているもの
- (4) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (5) その他社会問題を起こしているもの

(広告内容の基準)

第3条 次の各号のいずれかに該当する内容の広告は、掲載しない。

- (1) 法令で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスに係るもの
- (2) 他をひぼうし、中傷し、又は排斥するもの
- (3) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- (4) 国内世論が大きく分かれているもの
- (5) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
  - ア 誇大な表現であるもの又は根拠のない、若しくは誤認を招くような表示があるもの
  - イ 射幸心を著しくあおるもの
  - ウ 人材募集広告にあつては、労働基準法等関係法令を遵守していないもの
  - エ 虚偽の内容を表示するもの
  - オ 責任の所在が明確でないもの
- (6) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
  - ア 水着姿及び裸体姿等が広告内容に無関係で必然性のないもの
  - イ 暴力や犯罪を肯定し、助長し、又は連想するような表現をするもの

ウ 残酷な描写等善良な風俗に反するような表現をするもの

エ 青少年の人体、精神又は教育に有害なもの

(7) 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの

(ホームページに関する基準)

第4条 市のホームページへの広告については、当該広告にリンクしているホームページ及び当該ホームページにリンクしているホームページについても、市の広告事業にふさわしいものでなければならない。

附 則

この基準は、平成18年8月1日から施行する。